

## 社会保障・税番号制度の概要及び準備状況について

### 1 社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税番号制度（以下、マイナンバー制度）については、25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法）が公布され、27年10月より個人番号（以下、マイナンバー）の付番・通知、28年1月よりマイナンバーの利用・個人番号カードの交付が開始されます。

#### （1）制度概要

- ・ マイナンバー制度とは、複数の行政機関等に存在している個人の情報が、同一人の情報であるということの確認を行うための基盤です。
- ・ 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性が高く、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

#### （2）導入意義

- ・ 行政機関等が保有する個人情報について、各行政機関等の中で同一人の情報であると確認することができます。
  - ⇒ 市民の利便性向上（申請者が窓口で提出する書類が簡素化される等）
  - ⇒ 行政の業務の効率化（情報の確認作業に生じている業務コストが削減される等）

#### （3）マイナンバーの利用

- ・ 行政手続：番号法に規定された「社会保障・税・災害対策分野」における各種申請手続等
- ・ 雇用手続：対象法定調書等（例：給与所得の源泉徴収票等）の作成手続等

### 2 国が公表しているスケジュール

- ・ 27年10月から 個人番号の付番・通知
- ・ 28年1月から マイナンバーの利用開始、個人番号カードの交付開始
- ・ 29年1月から 国の機関間での情報連携の開始
- ・ 29年7月から 地方公共団体と他の行政機関等での情報連携の開始

### 3 準備状況

#### （1）取組体制

総務局を中心とした全庁的な検討体制により、「市民サービスの向上」・「全庁的な業務効率化・業務改善」を進めています。

#### （2）マイナンバー利用・システム改修等

国の政省令等に基づき、マイナンバーを利用することによる事務フローの変更点の確認や、必要となるシステム改修等に取り組んでいます。

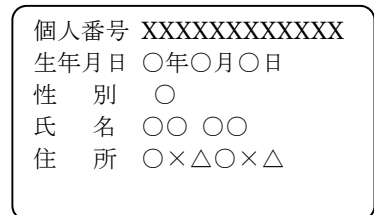
(3) マイナンバーの付番・通知、個人番号カードの交付・多目的利用

- ・ マイナンバーの付番・通知、個人番号カード交付に向けた事務フローの確認等に取り組むとともに、窓口等の混雑を緩和するため、各区役所等に個人番号カード交付専用の窓口（臨時交付窓口）を、当面の間、開設する予定です【市民局】。
- ・ 本市における個人番号カードの多目的利用の検討を進めています。

【参考】

○マイナンバーの付番、通知カードの送付【27年10月から】

27年10月から氏名、住所、性別、生年月日に関連付けられた新たな「マイナンバー＝個人番号」を付番するとともに、マイナンバーをお知らせする「通知カード」を各世帯に送付します。このカードはマイナンバーを確認するための資料として使用します。



【通知カードイメージ】

【通知カードについて】

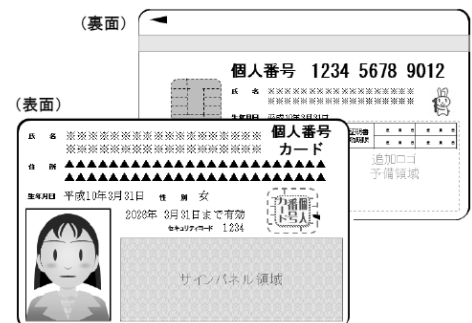
- 記載項目 氏名、住所、性別、生年月日、マイナンバー（個人番号）
- 材質等 紙の予定
- その他 ・初回送付分は無料 ※再発行は有料（予定）  
・顔写真はなし  
・有効期限は設けない予定

○個人番号の利用開始、個人番号カードの交付【28年1月から】

28年1月から個人番号の利用が開始されます。また、住民基本台帳カードに代わり、個人番号カードを申請に応じて、通知カードと引き換えに交付します。この個人番号カードは、マイナンバー（個人番号）と氏名、住所、性別、生年月日及び顔写真が記録され、各区役所の窓口等で本人確認資料やマイナンバーを確認するための資料として使用します。

【個人番号カードについて】

- 記載項目 氏名、住所、性別、生年月日、マイナンバー（個人番号）、顔写真、有効期限
- 材質等 ICチップ付きプラスチックカード
- その他 ・初回交付分は無料 ※再発行は有料（予定）  
・有効期限は発行後10年間（20歳未満は5年間）  
・e-Tax やコンビニ交付で利用する公的個人認証が標準搭載



(4) 広報・周知

- ・ 専用 WEB ページでの制度概要の説明に加え、「広報よこはま（9月と12月を予定）」への掲載、チラシの配布など、周知・広報に取り組んでいきます。また、マイナンバーの通知などに併わせて、本市コールセンターの設置を予定しています。
- ・ 企業等で必要となる対応については、市内事業主向けに説明会等の情報提供を実施しています。

(5) 特定個人情報保護対策

マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）を保有・利用するにあたって、利用方法や事前のリスク対策、必要に応じたシステム改修など、保護措置に取り組んでいます。

(6) 必要となる条例の準備

番号法では、マイナンバー制度の運用にあたり、次の事項等について、地方公共団体が定める条例に委任されていることから、準備を進めています。

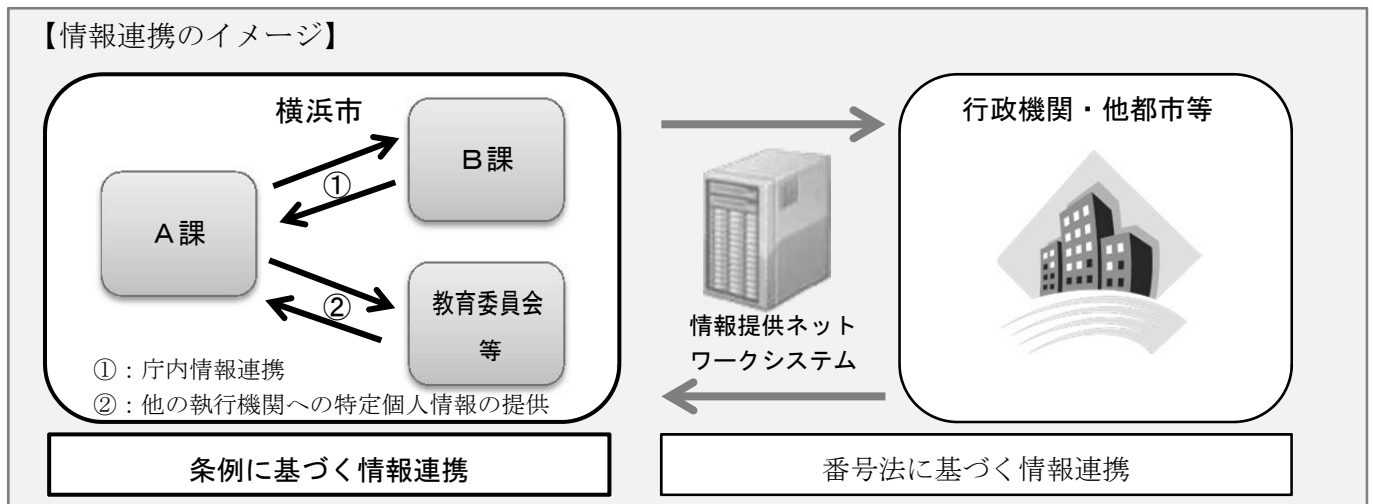
ア マイナンバーの独自利用

社会保障・税・災害対策に関する事務に類する事務で市独自の事務でのマイナンバーの利用

イ 特定個人情報の情報連携

①番号法別表第一に規定されている事務（法定利用事務）間での庁内情報連携

②本市の他の執行機関（例：教育委員会）への特定個人情報の提供



ウ 特定個人情報保護への対応

地方公共団体の保有する特定個人情報に関する適正な取扱いの確保等、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の特例措置



# 民間事業者のみなさまも マイナンバーを扱います!

平成28年1月以降、以下の手続きで従業員などの  
マイナンバーを記載する必要があります。

- 健康保険や厚生年金の手続きや、源泉徴収の手続
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の  
法定調書の提出 など



制度が始まるまでに、準備をお願いします。

マイナンバーに対応した  
人事・給与などの  
システム開発や改修

マイナンバーを適正に  
扱うための従業員研修  
や社内規程づくり

マイナンバーを含む  
個人情報の安全管理  
措置の検討

特定個人情報\*の管理は、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーの取扱いには、個人情報保護法よりも厳格な保護措置を設けています。

\*マイナンバーをその内容を含む個人情報のことをいいます。

ガイドラインに関する情報はこちら ▶ [特定個人情報保護委員会](#) [検索](#)

法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から、法人\*には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。  
マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

\*法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。  
(法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。)

【マイナンバー・法人番号の詳細はこちら】

公式サイト

マイナンバー

検索

公式 Twitter

お問合せ

コールセンター (全国共通ナビダイヤル) **0570-20-0178**

平日9時30分~17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

\*一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、  
050-3816-9405におかけください。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※外国語対応(英語)は0570-20-0291におかけください。

平成27年4月からは、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応。

内閣官房社会保障改革  
担当室(番号制度)

@MyNumber\_PR

マイナンバー ツイッター

検索



個人の皆様にも、大切なお知らせがあります。

詳しくは  
中面へ

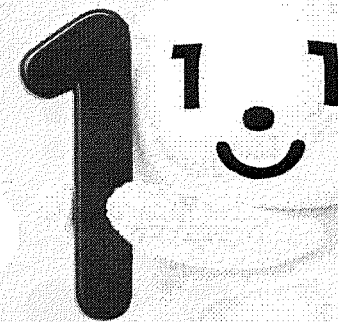
# 今年の10月から、 あなたにも マイナンバーが 通知されます。\*

\*マイナンバーの通知は、住民票の住所に送られます。  
(住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、お住まいの市町村に住民票を移してください。)

マイナンバー(社会保障・税番号)とは  
国民一人ひとりがつもつ12桁の番号です。

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の  
分野で個人の情報を適切かつ効率的に  
管理するために活用されます。

\*対象者は、住民票を有する全ての方  
(中长期在留者や特別永住者などの外国人も含む)です。



もうすぐ  
はじまるよ!

マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

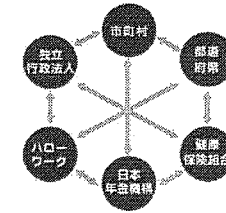


家族みんなが読み終わったらチェック!  
大切に保管してください。

詳しくは  
中面へ

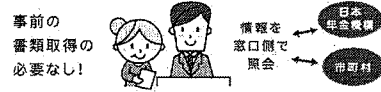
# マイナンバーによる情報連携で、よりよい暮らしへ。

マイナンバーは、安心・安全な仕組みで各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。これによって国や地方公共団体等での情報連携が可能になり、さまざまなメリットをもたらします。



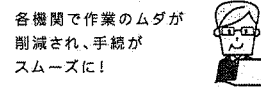
## 国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請で、書類の添付が減ります。

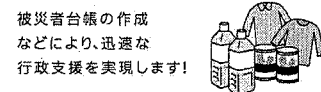


## 行政の効率化

行政手続が、正確で早くなります。

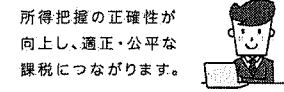


災害時の行政支援にマイナンバーを活用。

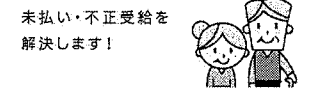


## 公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を実現します。



年金などの社会保障を、確実に給付します。



## この2つで、さらに便利に!

### 個人番号カード

市町村に申請すると交付が受けられる、顔写真付きICカードです。



- 身分証明書になるほか、健康保険証などの機能追加が検討されています。
- ICチップを活用した様々なサービスも展開される予定です。

こんなメリットも。

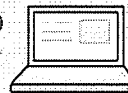
各種証明書をコンビニで発行!



※全国の市町村において順次拡大中。

### マイ・ポータル(仮称)

自宅のパソコンから様々な情報を取得できる個人用サイトです。



平成29年1月 開設予定

※スマホやタブレットからのアクセスも可能になる予定です。

取得可能な情報(予定)

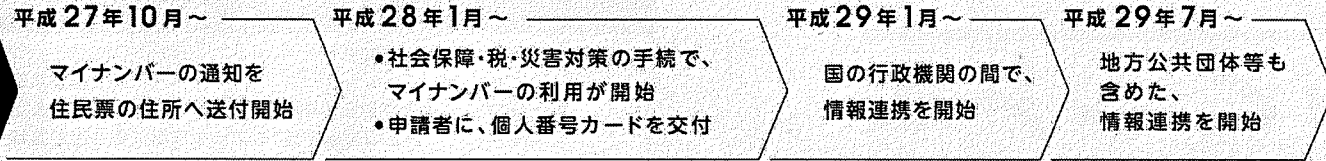
- 年金など、各種社会保険料の支払い状況
- 年金など、各種社会保険料の支払い状況
- 行政機関が自分の個人情報へアクセスした履歴
- 制度改定などのお知らせ
- 受けとることのできる各種給付のご案内

将来的には、こんなメリットも予定されています。

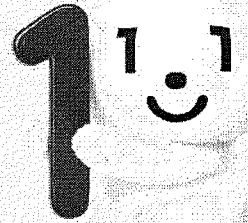
- 予防接種の履歴、確定申告に必要な情報などをネットで取得!
- 引っ越しなどの複数の届出が、パソコンでまとめてできる!



## 制度実施の流れ



マイナンバーは一生使うもの。大切にね!



## 情報セキュリティを高める 安心・安全な仕組みづくり

個人情報分散管理	成りすまし防止	システムへの接続制限	マイナンバー保護評価	アクセス記録の確認	第三者機関の新設	罰則の強化
一元管理しないことで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。	行政手続などで、マイナンバーのみの本人確認は行いません。	各機関で情報連携を行う際は、接続できる人を制限。通信の暗号化も行います。	各機関がマイナンバーのシステム開発や改修を行う前に、実施します。	自宅のパソコンで、自分の個人情報にアクセスした行政機関を確認できます。	制度の運用を厳しく監視する、特定個人情報保護委員会を設置しました。	マイナンバーの漏えいや目的外の取業には刑事罰が科せられる場合があります。

事業者の皆様にも、大切なお知らせがあります。詳しくは 外画へ ➡